特定事業所集中減算の正当な理由について

姫路市健康福祉局保健福祉部監査指導課

平成30年度前期以降の居宅介護支援における「特定事業所集中減算」の「正当な理由」 の範囲については次のとおりです。

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 - (※ みなし指定の事業所については、当該年度において介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外します。

介護サービス情報の公表 HP: http://www.kaigokensaku.jp/)

【提出資料】

- ・ 通常の事業の実施地域にある事業所一覧(サービスごと)
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 【提出資料】
 - ・特別地域居宅介護支援加算を算定していることが分かる書類
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小 規模である場合

【提出資料】

- ·給付管理票総括票(判定期間分)
- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合 【提出資料】
 - ・サービス毎の月別の計画件数一覧
- 5 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者 に集中していると認められる場合
 - (1) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、 支援内容についての意見・助言を受けているもの。

【提出資料】

- ・地域ケア会議の記録
- 利用者から質が高いことを理由に提出を受けた理由書一覧

(2) 利用者から認知症を理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、当該サービス事業所が別表に定める認知症に関する加算を当該利用者について算定しているもの。

(サービス名)	(認知症に関する加算)
通所介護、地域密着型通所介護	認知症加算、若年性認知症利用者受入加算

【提出資料】

- ・利用者から質が高いことを理由に提出を受けた理由書一覧
- ・加算の算定が確認できる当該利用者のサービス提供票(1か月分のみ提出)
- (3) 利用者から特定行為(喀痰吸引又は経管栄養に限る。)を必要とする旨の理由書の提出を受けている場合であって、必要とされる特定行為に対応できることを当該サービス事業所が兵庫県に登録しているもの。

【提出資料】

- ・兵庫県ホームページ「たんの吸引等登録特定行為事業者一覧」該当部分
- ・利用者から質が高いことを理由に提出を受けた理由書一覧
- 6 その他正当な理由と市長が認めた場合

【提出資料】

・正当な理由の内容を確認できる資料

参考

法人の占める割合の再計算の方法は、「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.2)」間 28 に説明があります。

- 問 28 留意事項通知の第三の 10 の(4)の⑤の(例) について、意見・助言を受けている 事例が 1 件でもあれば正当な理由として集中減算の適用除外となるか。 (下記事例の場合に①・②のどちらになるか)
 - (例) 居宅サービス計画数:102件
 - A 訪問介護事業所への位置付け:82件(意見・助言を受けている事例が1件あり)
 - ①助言を受けているため正当な理由ありとしてA事業所に関する減算不要。
 - 82÷102×100≒80.3% …正当な理由として減算なし
 - ②助言を受けている1件分について除外。
 - 81÷101×100≒80.1% …減算あり

(答)

居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて 個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。